

任意後見契約の始まりと終わり、そして再生

愛知県司法書士会

松尾健史

<終わり>

夜中に何度も目が覚める。中途覚醒。高年者に多く、飲酒やストレスにより発生する睡眠障害の一種である。もう高年者の範疇に入り、飲酒もするし、ストレスの預金高が増え続けている自分は、茫漠たる意識のままに天井の豆電球を眺める深夜の滞流経験は慣れ親しんだものである。

しかし、その夜は違った。バンと目が覚めて、「ああ、行かないと」と起き上がり、電気を点けた瞬間、電話が鳴った。「Kさん、もう終わりそうです。」時に午前3時55分。

E Rのドクターの物言いには感心する。時系列的に遺族となりつつある親族に対し、「死にそう」ではなく「終わりそう」という表現は随分当りが柔らかい。しかし、自分は遺族でもなんでもなく、任意後見人だ。時系列的には、任意後見人から死後事務受任者並びに遺言執行者になりつつあった。

独りで死ぬ。その覚悟をお持ちだったK先生。最後の病室でも独りであるか。いや、少なくとも当直のドクターや看護師が付いているはずだし、相棒の司法書士＝もう一人の任意後見人が先に到着しているはずだ。いや、意外と持ち直したりして(いつものように)、うるさいなあ、大げさなんだよとブツブツ言っているのかも。しかし、昼間は優に一時間かかる道程を40分で駆け付けた自分を待っていたのは、物言わぬK先生の抜け殻であった。あれほどピコピコ鳴っていた機械も沈黙し、白々しい空気の中で、相棒の司法書士は朝焼けに映える病院のコンクリート壁を見つめていた。

早朝の死であったため、通夜は当日その日となり、告別式は翌日。K先生は、葬儀ではなくお別れ会をと希望していたが、一方で菩提寺となる僧侶の出席も決まっており、それなりの葬儀様式を調えないわけにはいかない。しかも、希望に沿ってご自宅で葬儀する。

任意後見契約書を作成したときに合わせて作った「私のライフプラン」どおりに、連絡すべきお寺さんや葬式の規模、伝えるべき希望(!)の戒名をチェックし、葬儀会社との調整に入る。お花を置く位置や通夜に来た客に手渡す品。軽い物ならばこの花かつをがおすすめ。住職様が着替える小部屋を用意しないとイケないですね。二階の角部屋はどうでしょう。ははあ、じゃあ掃除しないと。家政婦さんをお願いしよう。ブルル・・もしもし、お供えのまんじゅう・・なかなか適当なのが売っていませんよ。うーん。カステラでいいか。座布団では弔問に訪れるお年寄りが辛いでしょ。座椅子がたくさんあったはずよ。この時のために用意していたんだから。ほう、用意がいいんですね。生前から遺影まで用意していたし。はい、どいてどいて。ご遺体が到着しましたよ。

<契約>

K先生と任意後見契約を正式に結んだのは平成15年8月。お会いしたのはもっと前だ。成年後見制度がスタートした直後に銀行経由で相談があったのだ。その頃は、法定後見人なりと言って銀行窓口に行っても、本人の印鑑と印鑑証明書が必要ですよと言って譲らない窓口の行員とずいぶん口論をしていた時期だった。

K先生は生涯独身を貫いた眼科医であった。両親は共に既になく、唯一の肉親だった弟（この人もまた独身だった。）を送ったばかりのとき。親戚はいるが相続人はいない。新しくできた成年後見制度を知り、任意後見制度を勉強したとき、ようやく自分の老年期の生活と死後のプラン実現に光が灯ったそうである。

その時の自分は、法定の成年後見人を一人か二人ほど引き受けたばかりで、文字通り右往左往。任意後見は教科書の中の存在であった。K先生の威圧感に負けないように、知ったかぶりの演技をしつつ、任意後見契約は公正証書で作成しなくてはなりませんして・『そんなことは知っているよ君。』

契約に至る間、K先生と何度か話し合い（K先生は契約を結ぶ気満々だったが、自分が怖かった）、K先生の半生や人となりを知り、逆に自分の司法書士業務のこと、家族構成のことをお話し、相互理解を目指した。もちろん完全に理解し合えるわけではないが、少なくともお互いが理解し合おうという姿勢を持っている人間であることを理解した。この方なら、受任者になって長い間でもお付き合いできるかも。

契約にあたっては、もう一人の受任者を用意した。自分がK先生より先に死んでしまうかもしれない、もしくは廃業してしまうかもしれない。という懸念を払しょくするためであった。もう一人の受任者は自分より一回り年上の司法書士であったが、大変元気な方であった。仮にA司法書士と呼ぶ。

契約自体は、リーガルサポートの資料を参考に、公証人とも何度か打ち合わせをして難なく完成した。代理権目録には一般的な財産管理事務の他、生活費の送金、日常生活上の取引、療養看護に関する事務等法定後見よりも本人保護に関する事務内容が手厚いものになっていた。さらに「私のライフプラン」（今でいう終活ノートにあたるかも）を用意し、生活上の希望、食べ物嗜好、お墓のこと、葬儀のこと、持っている楽器のこと、蔵書の処分、かかりつけの医院、知り合いの連絡先等々の情報を得るために作成した。これは任意後見がスタートした後の事務の指針になる重要な資料であり、また定期的に見直すことになる。

<長い助走>

契約後、毎月一回K先生の病院兼自宅を訪問し、ご機嫌伺いをすることになった。まさかそれが15年も続くとは！15年の間、基本的にはA司法書士と二人で訪問し、用事が入った時は、どちらか一人で訪問し、一時間程度時事ネタを中心にお話をする。時にはK先生がインターンの頃の武勇伝やソビエト連邦に与していた頃の東ドイツに渡り、向こうの医療現場を見学した話、趣味の尺八や油絵の話。油絵については、近くの文化センターの展覧会

に出品され、自分も何度か見に行った。自分もその間、結婚し子どもも生まれて、そうした話もK先生と語り合った。はっきり言う。自分の父より断然共有する時間が長い。

K先生には身寄りはないが、病院を経営し、看護スタッフに囲まれ、患者の診察に日々あたっている。患者は地域の人ばかりで、何十年と通っている人もいる。小学校や中学校の生徒たちの検診もしている。80歳にもなろうという人にしては忙しい日々を過ごしている。趣味の油絵や尺八も教室に通い、展覧会や演奏会にも参加している。学会の研修会や懇親会にも積極的に出席する。本をよく読み、知識も豊富だ。まさに尊敬に値する人物である。自分も頑張らねば。

<受任者の交代>

15年と言う歳月は、K先生を老いに追い込み、平等に自分とA司法書士も年をとる。A司法書士が倒れたとの一報あり。A司法書士は一命を取り留めるも、業務が難しく受任者を降りたいとのこと。後任の司法書士の推薦もあったので、K先生と相談の上、受任者交代の契約をすることにした。自分としては単に受任者の部分の変更に関する公正証書を作成すればいいのかと思っていたが、さにあらず、以前の任意後見契約の破棄と新しい契約の締結となる。

任意後見契約に関する法律第9条によれば、任意後見契約は契約発効前であれば、いつでも公証人の認証を受けた書面で解除することができる。自分とK先生との間では、公証役場で「任意後見契約解除合意書」を作成し、認証を受ける。A司法書士の場合は身体上の都合で公証役場に来ることが難しいので、K先生のお名前で「解除通知書」を作成し、それに公証人が認証する。その解除通知書を内容証明郵便でA司法書士に送付することになった。そして改めて、自分と後任の司法書士（仮にB司法書士と呼ぶ。冒頭出てきた相棒はこの人。）とK先生とで新しい任意後見契約を締結した。この時に公正証書遺言と死後事務委任契約も作った。遺言執行者もまた自分とB司法書士が引き受ける。なお死後事務委任では、葬儀、法要、未払債務の支払い、自宅内の物品の処分等。遺言では、自宅の売却と預貯金含めた財産をある研究機関に遺贈するという内容であった。

<見守り人>

K先生も80歳を超えた辺りからいろいろ悪くなった。まず耳が遠くなった。補聴器。ドイツ製で90万円。うわあ高いですねえ。『腰が痛くて立てなくなった。病院に連れていってくれんか。』電話口でいつになく弱弱しいお声が。タクシーを手配し、自宅に赴き、一緒に整形外科の待合室に座る。『この先生のお父さんの代からの付き合いなんだよ。』へえ、長いんですね。『イタタタタ！何を乱暴なことをする。』診察室から大声が響く。圧迫骨折ですね。入院していただきます。入院申込書にK先生のお名前を代筆する。入院保証人かあ。まあいいかと呟きながら自分の名前を書く。K先生の病院の看護師さんが衣服や薬を持ってきてくれる。松尾先生、あとお願いしますね。病院はしばらく休診の張り紙

をしておきますから。いやあのちょっと。・・・だって後見人さんなんでしょ？・・・ううむ。とりあえず、お茶とお菓子とテレビカードを枕元に置いて、入院先の看護師さんに何かあったら連絡をと言っておいて帰宅する。すぐにリハビリも始まり、1ヶ月で退院へ。しかしその間、結構な割合で病室に呼ばれた。『携帯電話はありがたいね。君をすぐに呼び出せる。ハハハ。』

こんなこともあった。K先生はある日、息苦しさを覚えて、自分でタクシーに乗って、懇意の医師がいる総合病院へ行った。しかしその病院はたまたま大掛かりな改装中で、受付の場所さえ変わってしまっていた。腰を痛めて以来、長時間歩くことが苦になってしまったK先生は、独りよく分からない病棟の廊下のソファに座り込んでしまった。たまたま、他の用事で総合病院を訪れていたB司法書士に発見されなかったらどうなってしまったことだろうか。これから外出するときは、一応連絡くださいね。K先生。

<気づき①・B司法書士の話>

松尾さん。K先生のお話なのですが、最近何度も同じ話を繰り返していませんか？本棚の上の花瓶のバラ、先月からずっと枯れたままなのよ。台所の飲みかけのペットボトルだって、先月からあそこにあったわ。えっ、気づいていなかったの？鈍いなあ松尾さん。お耳が遠くなってしまって、こちらの言うことも良く聞こえていないみたいよ。このままで大丈夫かしら。

<気づき②・看護師の話>

松尾先生！K先生ですけど、最近診療の時間になっても居室から下りてきてくれないんです。忘れていたって。顔見知りの患者さんのお名前もよく忘れてしまうみたいですし。不安ですわ。看護師の私たちから言うのも気が引けるので、先生から認知症の検査を受けるように言ったださらない。ねえ、後見人さんなんでしょ？

<転機>

開業して50年目を迎えようとする三月弥生。K先生は、廃院の話始めた。『耳もだいたい聞こえなくなってね。患者のいう事が分からないようでは、医者としては致命的だからね。』自嘲とも落胆とも見える表情を浮かべてK先生は言う。『廃院するには医師会への届け出や保健所への申請が必要なんだ。後見人の君らならやってくれるね？』いや、まだ後見人じゃないですから。『・・・ありがたいなあ。やってくれるかね。やはり前もって後見人に付いてもらっていて良かった。』あの、と言いかけた自分をB司法書士が目で制す。後日初めて医師会というところ（市民病院の8階にあったことさえ知らず）に行って書類をもらってきたタイミングで、K先生が緊急搬送されたとの一報が入る。B司法書士の事務所近くの総合病院であり、先にB司法書士が到着して、K先生の側にいる。緊急手術を受け、胸にペースメーカーを埋め込んだとのこと。

『ほら、あの人たち、ずっとボクを見ている。ボクの財産が狙いなんだ』

『さっきはよくわからない注射を打たれた。殺人だ！強盗だ！』

『いいかい。君たちにしか言わないよ。ここは病院ではない。実験室なんだ』

せん妄ですね。一時的かもしれませんが。でもスタッフに相当な暴言を吐くので困っています。治療を拒否されるのであれば、お帰りください。いやいや、心臓の手術を受けたばかりの人を退院させるのですか。じゃあ付き添いをお願いします。あなた方なら、Kさんも言う事聞くみたいです。結局、朝までB司法書士と自分とで交代で病室のK先生の側にいることになった。

<発効>

任意後見契約を発効させるためには、任意後見契約に関する法律第4条にもとづき、本人の住居地を管轄する家庭裁判所に対し、任意後見監督人選任申立をする必要がある。申立人は、本人、配偶者、4親等内親族の他、任意後見受任者も可能である。正気を取り戻したK先生から病院の廃院手続きから財産管理など後見人業務を開始して欲しいと言われて、自分たちは早速準備に入った。K先生には判断能力の低下は見られるものの、所謂認知症とは思えず、先の総合病院の主治医に相談したところ、「せん妄による判断能力の低下」という診断書を出してもらい、申立てをすることになった。ちなみに申立ての要件として同条では、「精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるとき」とされており法定後見で言うところの補助開始レベルで申立てが可能である。ただし、本人の意思確認が重要となるため、家庭裁判所の調査官との面談が必須となる。K先生は例の腰痛のため、裁判所に行くことが難しく、調査官には自宅までおいでいただくことになった。面接当日は、二人の調査官が来て、K先生と3人で長い間お話がされた。結果、自分だけに対して弁護士が監督人に付くことになり、契約は発効し、自分だけは晴れて任意後見人になった。さて、なぜB司法書士に監督人が選任されなかったろうか？理由は簡単。申立書の申立人欄に自分の名前しか記載しなかったからである。K先生の任意後見契約が発効すれば当然受任者である自分とB司法書士の後見人事務がスタートすると思っていたのだが、その場合、申立人欄に二人の名前を書かなければならなかったのだ！！B司法書士の名前がなかったため、B司法書士に対しては審判の対象とならなかったのである。慌てて、B司法書士についても申立てをし、約1ヶ月遅れで同じ弁護士が監督人となって、B司法書士も任意後見人となった。同じ契約内容なのに受任者の後見人就任時期がずれてしまうといういびつな形になってしまった。任意後見契約で受任者を複数としている方はご注意を。

<迷走>

任意後見人と法定後見人の違いは何かというと契約内容に縛られるということだ。従って契約内容によっては、法定後見人よりも義務が多くなることもある。先の述べたよう

にK先生との契約では、生活上一般のことや療養看護事務についても代理権があった。その権限があるということはその責任を負うということでもあり、なかなか大変な場面がある。まず、K先生の生活の本拠地をどうするかである。K先生の希望は自宅で生活することであった。そこで、数百万円をかけて1階の待合室及び診療室を大改造し、広い居間とした。本当は3階に居住スペースがあるのであるが、腰を痛めたK先生には上るのが辛いということで、1階で生活することになった。お風呂やトイレも改造した。一人暮らしにはなるが、有料のヘルパーが1日4回4時間入ることにし、食事や掃除、お風呂の介助をお願いすることになった。それ以外になんやかんやと私たちが呼ばれ、細かい用事をこなした。

ところが、K先生の心臓の具合が思ったより悪く、短期の入院を繰り返すことになった。そのたびごとにK先生の身体能力は落ちていった。K先生の精神的な不安も増大し、一人で過ごすことが難しくなっていた。そこで、自宅近くに介護施設があるので、そこに入所し、昼間は自宅で、夜間は施設で過ごすという提案をしたところ、そのとおりにして欲しいとのことで、入所の手配をした。入所後は、有料の家政婦を雇い、昼間は車いすで自宅に戻るという生活をスタートしたのであるが、その施設にお見舞いにきた親族(相続人ではない)から「K先生はお金持ちで地位のある方なんだからもっと上等な施設で暮らすべきである」との意見をいただいた。実は最初に入院した総合病院の近隣に、アッパークラスの方々が住まう高級老人ホームがあって、最初の選択肢として考えていたのである。しかしながら、K先生の自宅での生活という希望を第一に考え、自宅近くの施設を選んだという経緯があった。

しかし、徐々にK先生の身体が衰弱しはじめ、自宅まで連れ出すことさえ難しくなった。そこで、改めてK先生と相談し、件の高級老人ホームに入所することになった。体力が回復したら自宅に戻ろうと話しながら(結局それは叶わなかったのであるが)。

高級老人ホームだからと言って専属の介護スタッフがつくわけではない。自分の見たところ、確かに設備は整っているが、普通の老人ホームとどこが違うのかと言った感じ。でも食堂は広くて眺めもいい。リハビリ室もあり、理学療法士も待機している。施設のイベントもたくさんある。ただし、K先生のように弱ってしまった方には無用である。元気なうちに入っていればと臍を嘔む思いであった。

<薄明>

K先生はお金持ちだ。家政婦を3人交代で24時間雇う程のお金は十分ある。施設費用と合わせて毎月100万円ほど支出することになったが、それでも20年は持つといった具合だ。まさに人生の終末期において、フランス貴族とまではいかななくても、24時間常に自分の横に人がいるという生活。孤独が好きだとおっしゃっていたK先生の心境はいかなるものであったろう。趣味の絵画も始め(これも専属の先生を雇った)、施設のピアノも弾いてみる。そんな優雅(?)な日々が3ヶ月も送ることができただろうか。しか

し、K先生の心臓はすでに悲鳴を上げていた。

心臓が正常に作動しないと水が体にたまる。たまった水が肺臓を押しえつけ、呼吸を苦しくする。水を排出するための利尿剤の投与、そして塩分を控える。カリウムを控える。味気ない食事であったろう。だか、いつのころから主治医から食事制限の指示がなくなった。好きなものを食べさせてあげてください。今を楽しんでください。K先生に聞いたところ、お肉が食べたいとのこと。家政婦さんにステーキ屋に連れていってもらい、上等のひれ肉を召し上がったのが、死の10日前。88歳米寿のお祝いでショートケーキを召し上がったから、自分が夜中にたたき起こされるまでの間はわずか2日しかなかった。ちなみにB司法書士は死の前日に面会している。何かメモに字を書いているのだが、読み取れない。そのまま寝てしまったそうだが、うわごとで「もうおしまい」という言葉を聞いている。お世話をしている家政婦さんも何かを感じ取っていたよう。そんな連絡メールを読んだのが死の6時間ほど前であった。誰しも終わりの予感があったのだ。

<死後事務>

委任者の死亡という任意後見契約の終了事由が発生したため、さっそく監督人と連絡をとり、死亡時点の財産目録の調整、通帳・現金出納帳と領収書の見合わせ。監督人から家庭裁判所への報告。東京法務局への終了登記申請。ちなみに監督人報酬はずいぶん低く抑えられていた。市役所や金融機関への届出もする。そうそう、死亡届は自分がしたので、K先生の戸籍謄本の最後の一文に自分の名前が入っているのを見て、何か感動した。その他病院の支払い。荷物の引き取り。携帯電話の解約。いつしか自分はK先生の死後事務受任者に移行していた。

<再生>

四十九日の法要。K先生のお骨を永代供養塔にお入れする日。秋晴れの陽射しが眩しい菩提寺の坂道には苔むした墓石が並び、よく見ると大きな蜂が出たり入ったりしている石塔がある。あれ、スズメバチじゃないの？『蜂はねえ、黒い色のものを狙ってくるからね。蜂が近くにきたら目をつぶらないといけない。瞳をやられるよ。』K先生の野太い声が蘇る。いや、あの今日喪服ですから。全身狙われてますから。そっと、足を忍ばして通り過ぎる。観音様の足元に穴があり、そこにご親族がお骨の入った白木の箱を沈めている。法要はこれで一区切り。しかし、遺言内容を実現するという作業はこれからだ。ご自宅の膨大な品物を処分するだけでも相当の日数がかかるだろう。

遺言執行者の事務は、遺言者の意思に忠実であらねばならない。遺言に込められたK先生の意思は、いつまでも自分たちを束縛する。いや束縛という言い方は正しくない。自分たちはまだK先生と一緒にいる。K先生はまだ生きておられる。遺言内容の実現が完璧に成された時、K先生も本当に死ぬ。その地点に向かって、自分たちは再生したK先生の指示に従い駆け続けなければならない。

(了)